

おへそグループの保護者様各位

この登園許可証は、園に通う園児の健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。
感染症発症後に医師より下記の「登園許可証」を記入頂いた後に、ご登園をしていただきますようお願いいたします。登園許可証を切り取り、ご登園される際に職員にご提示ください。

《登園許可証が必要な感染症》

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱して3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消失するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水疱瘡（みずぼうそう）	全ての発疹が瘡蓋（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがなくなるまで（医師の診断に従ってください）
腸管出欠性大腸菌感染症	
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気の登園の目安については、診察した医師の判断によります。 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎など ※別用紙の保護者記載による登園許可証が必要です

登園許可証

園名 () ・ クラス名 ()

園児氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日

診断名 _____

上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れはなくなりました。

よって、平成 年 月 日より登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

連絡先

医師氏名 _____ 印